

申請期間：令和元年8月1日～11月29日

ガラス飛散防止フィルムの 設置を補助します！



南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの取付補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、**迅速な避難行動**につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している**家族全員**が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みが出来ません。

◆補助内容

○フィルムの設置費用（フィルム代込）を補助します。（設置面積3㎡分まで）

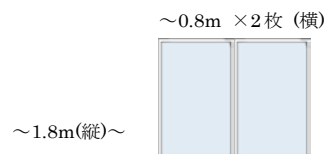
○フィルム1㎡あたりの費用単価は5,000円です。

○補助率は**設置費用の2/3（補助上限10,000円）**です。

【基準表】

設置費用	15,000円（3㎡）
補助率	2/3
補助金額	10,000円
自己負担額	5,000円

【3㎡の窓のイメージ】



◆例：設置面積5㎡＝**3㎡が補助対象です。**

→25,000円（設置費用）－10,000円（補助金額）＝15,000円（自己負担額）

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。（※必要添付書類については、申請書参照）

（例）65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお問い合わせください。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当(6階66番窓口)

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！

詳しくは2ページへ



家の安全対策

- 家の耐震性に問題はない
- 家具の転倒防止対策をしている
- ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



隣近所で助け合う関係を

- 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



家族で話し合う

- 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- 近くの避難場所(家族の集合場所)を確認している
- ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



備蓄品の点検

(備蓄する量の目安は最低3日分)

- 飲料水 (1人3日分で9L)
- 食料(インスタント食品、缶詰など)
- トイレバック (1人3日分で15個)

広報よこはま 拾い読み

広報よこはまを
動画で紹介しています

「災害への備え」

広報よこはま拾い読み

検索

【「広報よこはま H30.9月号」より抜粋】